

令和 8 年度
危機管理マニュアル
(危険等発生時対処要領)

佐世保市立世知原中学校

学校事故対応に関する指針

※ 学校事故については未然防止が大前提である。そのため、以下の項目を中心に事故発生の未然防止及び事故発生に備えた事前の取組を推進するとともに、万一事故が発生した場合の対応についても全職員で共通理解・実践を図る。

(1) 事前の危機管理（体制整備）

- ・計画的な点検の実施
- ・目的を明確化した避難訓練
- ・教職員研修の充実
- ・安全教育の充実

(2) 個別の危機管理

- ・事故等発生時の対応の基本
- ・様々の事故への対応

(3) 事後の危機管理

- ・事後の対応
- ・心のケア
- ・調査・検証・報告・再発防止等

(4) 学校における「危機管理マニュアル」の定期的な見直し

(5) 保護者、地域、関係機関との連携・協働体制の整備

1

事前の危機管理

予防する

1 危機管理体制について

(1) 予防管理組織

- ① 災害予防について徹底を図るため、防火管理者を置き、その下に管理責任者を置く。
- ② 消防設備、避難場所その他、火気使用箇所についての管理と機能保持のため、随時点検・検査を行う。
- ③ 管理責任者は、常に火気に注意し、当該施設の安全、機能保持、戸締まり等の管理に当たる。毎月の安全点検、チェックリストの記入を行う。

(2) 火災予防

- ① 火災予防上の自主検査、消防用設備等の点検は、別表1のとおりとする。
- ② 火気取り扱いについては、次の点に留意する。
 - ・火気は定められた場所以外では使用しない。ただし、必要があり使用せざるをえない場合は防火管理者の許可を得る。
 - ・火気を使用する場合は、周囲に可燃物がないかを十分確認する。
 - ・ガスの使用に際しては換気に配慮するとともに、使用後は元栓、手元のコックを閉め、安全を確認する。
 - ・電気器具の使用後は、必ず電源を切り、プラグを外すなどして安全を確認する。

【別表1 火災予防上の自主検査、消防用設備等の点検】

点検項目	担当者	任務分担	時期
教室等	管理責任者	室内の器物、火気使用設備、電気設備、危険物等の管理・検査	随時 ※月1回安全点検
消火設備	防火管理者 事務職員 学校管理員	消火栓、消火器等の機能維持、管理、検査	年3回 (7月、12月、3月)

(3) 避難訓練

①目的を明確にした避難訓練の実施

②地域の関係機関等と連携した訓練の実施

③避難訓練計画(年3回)

4月:火災対応訓練 12月:地震対応訓練 2月:新たな危機事象への対応訓練

※避難経路を巻末に掲載

【避難時の係分担】

係	担当者	任務
本部	校長	全般の掌握、指示、外部との関係
通報連絡	教頭	全校への災害等発生時の伝達と避難指示
避難誘導	【授業時】 →① 【休み時間】 →② 【放課後】 →③	誘導、人員点呼、事故の確認、生徒の安全管理 ※ ① 各授業担当者 ② 各学級担任、各学年担当者 ③ 各学級担任、部活動指導者
搬出	事務職員	非常持ち出し書類の搬出
救護	養護教諭	負傷者の応急処置と医療機関との連携
検索	学年主任、特別教室管理者	校舎内の検索と残留者の有無の確認と救出
消火	上記以外の職員	初期消火(安全確保のため緊急不可避なもの)

(4) 教職員研修の充実

①学校安全の中核となる教員の養成

②最新の情報を取り入れた校内研修の充実

※熱中症への対応について

- ・環境温湿度等を測定し、「熱中症予防運動指針」等を参考に活動すること。
- ・健康観察、水分補給の指導を確実にすること。
- ・けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などは、熱中症を疑う症状。

(意識を失っている場合) 救急車要請、応急手当

(意識がある場合) 涼しい場所に避難させ、衣服をゆるめて体を冷却し水分補給
症状が改善しない場合は、病院へ搬送

(5) 安全教育の充実

①生徒の危険予測・危険回避能力の育成

②教育活動全体を通じた安全教育を実施

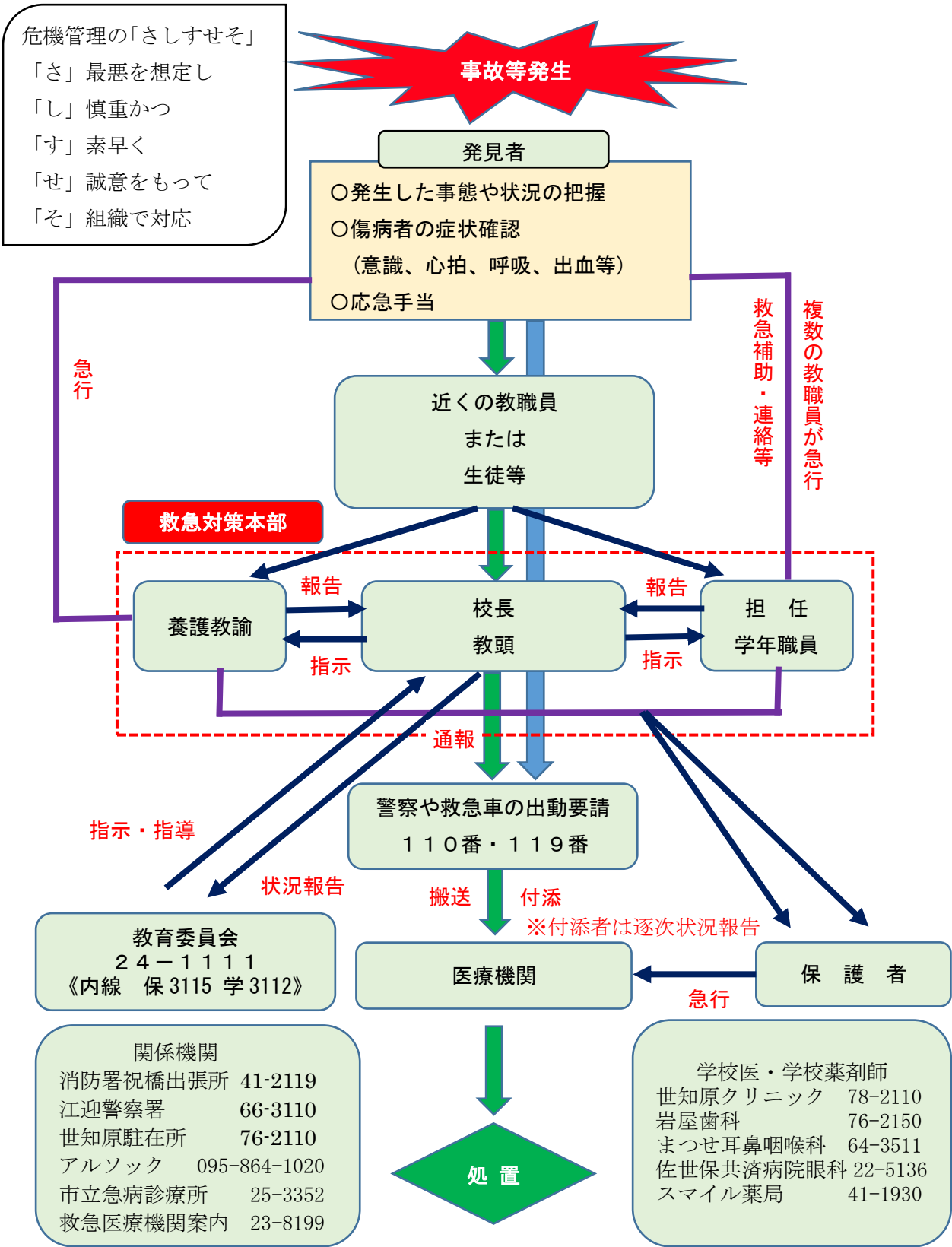
③地域の人材・資源を活用

2 個別の危機管理 **命を守る**

1 事故等発生直後の迅速な対応

事故等による傷病者を発見した際には、第一発見者は、被害生徒等の症状を確認し、近くにいる教職員や生徒等に応援を要請するとともに、被害生徒等の状況に応じて、速やかに止血、心肺蘇生法などの応急手当てを行い、症状が重篤にならないようにする。

2 事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制



3 台風、地震等に関する生徒の安全確保

自然災害対応に関する基本方針

『佐世保市地域防災計画』を基に自然災害に関する本校での対応を以下のように定める。
状況を適宜市教育委員会に報告し、その指示に従って生徒の安全の確保に全力を尽くすものとする。

<台風に関する生徒の安全確保について>

○ 台風接近時の警報発令について

(1) 台風接近時の「暴風・大雨・洪水警報」の発令にかかる対応マニュアル（別紙：『台風接近時等の対応マニュアル』）のとおりとする。

○ 台風以外での警報発令について

- (1) 通常通りの登校とする。
- (2) 「大雨警報」「洪水警報」については、十分に安全を確かめたうえで保護者の判断で登校させる。危険と判断される場合は「自宅待機」させ、学校への連絡をお願いする。
- (3) 登校後、「警報」や「土砂災害警戒情報」が発令された場合は、気象状況等から地域の状況を確認し、下校を早めたり、部活動を中止したりして対応する。
- (4) その他、大雨の場合は次の点に注意するよう指導する。

- ① 水があふれそうな側溝や水路などを通らないこと
- ② 川に降りないこと。 ※ 特に増水した川は非常に危険
- ③ 土砂災害も予想されるので、崖の近くに近寄らないこと
- ④ 自宅から学校までの間に、危険が予測される場所は通らないこと

大雨・台風接近時等の対応について

佐世保市立世知原中学校

前日 警報等が発令(予想)され、前日までに休校等の対応が決定している場合
文書、ホームページ、安心安全メール、まなびポケット等でお知らせします

当日 前日に臨時休校等の対応が決定されていない場合
午前 6 時 30 分の時点で態度決定

自宅待機・臨時休校等
ホームページ、安心メールで
お知らせします

連絡がない場合は
通常登校

自宅待機の場合
状況の変化によって連絡
ホームページ、安心メール
でお知らせします

登校後に
警報発令又は発令予想
の場合

終日臨時休業

登校時間等連絡

早めの下校・集団下校
保護者引き渡し
学校待機等の対応
ホームページ、安心メールで、
お知らせします

- ① 自宅周辺の状況により保護者の方が危険だと感じた場合は、学校へ連絡してください。
- ② 大雨・台風等による自宅の被害、通学路や地域に危険箇所の発見等、情報がある場合は、お手数ですが、学校へお知らせください。(76-2035)

○ 地震に関する注意喚起が行われた場合

(1) 在校中

- ① あらかじめ定めた方法（経路、家族の合流場所等）により帰宅する。
- ② 場合によっては、学校に残り、地震に備える。

(2) 登校前

- ① 安全確認が取れるまで自宅で待機し、身の安全を確保すること。
- ② 登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報は、学校ホームページ、安心メールによって伝達することを周知しておく。

○ 在校中に地震が発生した場合

☆ 以下の点に注意し安全を守り、揺れが収まった時点での指示に従う。

避難経路については、原則火災発生時と同じとするが、二次災害（土砂災害、津波）等の危険があるときは避難場所を別途指示する。

(1) 普通教室にいる時

- ①あわてて外へ飛び出さない。 ②机の下にもぐり、頭部を保護する。
- ③荷物や本などを置いてある棚から離れる。④出入口の戸を開けて、避難経路を確保する。

(2) 特別教室にいる時（原則として「普通教室にいる時」と同じ）

火を使っていたら、揺れがおさまってから消火する。

(3) 廊下にいる時

- ①近くの教室に入る。 ②動けないときは、ガラスから離れて身を低くして待つ。

(4) 階段にいる時

- ①その場に座って待つ。 ②あわてて駆けおりにない。

(5) 体育館にいる時（原則として「普通教室にいる時」と同じ）

バスケットゴールなど落下する危険のある物から離れて、姿勢を低くして待つ。

(6) 運動場にいる時

- ①校舎やバックネット、フェンスなどから離れて、姿勢を低くして待つ。
- ②地割れや液状化現象に気をつける。

(7) プールにいる時

プールから上がり、フェンスから離れて身を低くして待つ。

○ 登下校中に地震が発生した場合

- ・その時入手した情報に基づき生徒が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくこと。地域の放送、警報等が聞こえる場合は、注意深く聞き、適切な対応をとること。
- ・「できる限り速やかに近くの頑丈な建物に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないような場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る」等の指導をしておくこと。

4 緊急時の対応(食物アレルギー)



管理・監督者(校長・教頭)
 ◎ 現場に到着次第、リーダーとなる ◎ それぞれの役割の確認及び指示
 ○ エピペンの使用または介助 ○ 心肺蘇生やAEDの使用 ○ 主治医への連絡

観察(発見者)
 ◎ 生徒から離れず観察 ◎ 助けを呼び、協力者を集める
 ○ 教職員に「準備」「連絡」を依頼
 ○ 管理者が到着するまでリーダー代行となる
 ○ エピペンの使用 ○ 薬の内服介助

連絡
 ◎ 救急車を要請する(119番通報)
 ○ 管理者を呼ぶ
 ○ 保護者への連絡
 ○ さらに人を集める(校内放送)

準備
 ○ 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を持ってくる
 ○ エピペンの準備 ○ AEDの準備
 ○ 内服薬の準備
 ○ 心肺蘇生やAEDの使用

記録
 ○ 観察を開始した時刻を記録
 ○ エピペンを使用した時刻を記録
 ○ 内服薬を飲んだ時刻を記録
 ○ 5分ごとに症状を記録

その他
 ○ 他の生徒への対応
 ○ 救急車の誘導
 ○ エピペンの使用または介助
 ○ 心肺蘇生やAEDの使用

異常を示す症状

〔皮膚・粘膜〕 じんましん、かゆみ、目の充血
 〔呼吸器〕 せき、ゼーゼー、ヒューヒュー、呼吸困難
 〔消化器〕 吐き気、嘔吐、腹痛
 〔アナフィラキシーショック〕 血圧低下、頻脈、意識障害・消失
 ※ 急激な場合は5～10分以内に死に至る

緊急対応

- (1) 安静にさせバイタルサイン(意識状態、血圧、脈、呼吸数)を把握する。(救急車要請)
- (2) 皮膚発疹や気道閉塞の症状、喘鳴の有無の観察をする。
- (3) 口内の異物を除去し、口をすすがせる。
- (4) ショックを予防し、気道が確保されるよう注意する。(頭を低くし、足をやや上げて休ませる)
- (5) 何を食べたのか、どのような状況で起こったのかを把握する。
- (6) できるだけ早く救急病院(指定病院)に搬送する。事情を把握した職員(養護教諭等)が付きそう。

今後の対応

* 学校・保護者・給食センターで、今後の対応についてあらかじめ話し合い、記録に残す。

緊急確認

食品の確認

- (1) 授業等で原因食材をあつかっていないか確認
- (2) 当日の健康状態を確認

栄養教諭・学校栄養職員

- (1) 該当生徒のアレルゲンとなる食品の確認
- (2) 献立内容、対応食の内容についてメニュー指示書等の確認(原因食の混入がないか)
- (3) 加工品の配合、調理工程、担当者、作業動線の交差がないか確認
- (4) 食物アレルギー個別取組プランの内容を確認
- (5) 主治医の食事指示書等の確認

給食調理場(調理責任者、調理員)

- (1) 特別調理の作業工程を確認
- (2) 食材の納品、保管、仕分けについて確認
- (3) 特別調理の担当者、及び器具の確認
- (4) できあがりの温度管理の確認

5 光化学オキシダント注意報発令及びPM2.5の注意喚起が行われた際の対応

○ 光化学オキシダント注意報発令

(1) 連絡方法

- ① 平日 市教委から教頭連絡網をとおして、各小・中学校へ連絡
学校において職員、生徒へ周知を行う。
- ② 休日 市教委から教頭連絡網をとおして、各小・中学校へ連絡
職員連絡網をとおして部活動指導等に注意を払う。

(2) 対応

- ① 生徒の健康観察を十分に行い、必要に応じた措置を講じる。
 - ・身体に異常を感じた生徒がいたら、屋内で十分に休ませる。
 - ・目やのどに異常があったら、きれいな水でうがい、洗顔、洗眼させる。
 - ・症状が改善しない場合は、病院で受診させる。
- ② 健康被害が発生した場合は、速やかに管理職へ報告する。

○ PM2.5の注意喚起

(1) 連絡方法 上記「光化学オキシダント注意報発令」に同じ

(2) 対応

- ① 生徒の健康観察を十分に行い、必要に応じた措置を講じる。
 - ・不要不急の外出をできるだけ控える。
 - ・屋外での激しい運動、長時間の運動はできるだけ控える。
 - ・室内の換気は最小限にする。
 - ・呼吸器系（ぜんそく等）、循環器系（心臓病等）の疾患のある生徒は体調の変化に注意する。

(3) その他

- ① 空が白くかすんでいる場合は、PM2.5の数値が高い場合が考えられるので注意する。
- ② 防災行政無線の放送に注意する。
- ③ PM2.5緊急情報が「メールマガジンさせぼ」に登録してあるので、利用者登録をして
おけば、情報のメール配信を受けることができる。
- ④ WEB上の関係サイトからの情報を定期的に確認する。
「環境省大気汚染物質広域監視システム」
<http://soramame.taiki.go.jp/>
「佐世保市の大気環境」 <http://www.taikikankyo.city.sasebo.nagasaki.jp/index.html>

6 原子力災害に関する生徒の安全確保

原子力災害対応に関する基本方針

『佐世保市地域防災計画』を基に原子力災害に関する本校での対応を以下のように定める。状況を適宜市教育委員会に報告し、その指示に従って生徒の安全確保に全力を尽くすものとする。

原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

○ 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休業等の措置

原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行う。

(2) 登下校での措置

原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

(3) 屋外活動制限等の措置

原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭等での屋外活動制限等の措置を講じる。

○ 学校施設の応急復旧

原子力災害発生後、県及び市に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼する。調査後、その結果を市に対し連絡する。

○ 給食

学校給食用物資の補給に支障がある場合、県及び市と連携し、必要な措置を講じる。

○ 保健衛生の確保と生徒の健康管理

県及び市と連携し、必要に応じ学校施設内外の清掃、飲料水の管理、感染症の予防措置等を講じる。また、必要に応じ被災生徒に対し健康相談を実施し、健康の状態の把握に努める。

○ 避難所となる場合の対応

市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、避難所の開設や運営を支援する。収容場所の開設順序は、体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室の順序とする。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市、市教育委員会へ報告する。

7 不審者・変質者等への対応

(1) チェック体制

- ①校門前において、職員による「あいさつ運動」を実施し、生徒の指導を行うとともに来校者の確認を行う。
- ②生徒玄関、裏口には中央玄関から立ち入るように明示し、進入場所を限定する。
- ③中央玄関で、来訪者名簿記入職員による来訪者の確認を行う。

(2) 校内巡視等の活動

- ①10分間の休み時間において、次の授業が空いている教員が廊下に残り状況の把握を行うとともに、次の授業の入室指導を行う。
- ②教職員が授業に行く時、不審者の有無を確認する。
- ③上記のほか、必要に応じて随時、校内巡視及び登校・下校指導を行う。

(3) 校内での不審者への対応

生徒の安全確保のため、危険な状況の場合は、①生徒の避難、②現場での多数の教職員による対応、③緊急の関係機関への通報を最優先とする。

①授業中

- ・職員は、生徒に職員室への連絡を指示する。
- ・職員は、近隣の学級の授業者と協力して、不審者に対応する。また、状況に応じて、生徒

に避難させる（原則は、運動場）。

- ・職員室で連絡を受けた者は、連絡係を残して全員すぐに現場に急行する。

②休憩時間

9

- ・発見者は、近くの教職員または職員室へ連絡する。
- ・職員は、状況に応じて付近の生徒に職員室への連絡及び避難をさせる。

③関係機関等への連絡

- ・状況を把握した教職員は、職員室へ戻り、校長・教頭、生徒指導主事に報告する。
- ・状況に応じ、緊急放送により全校生徒に運動場への避難を指示する。
- ・校長・教頭・生徒指導主事は分担し、状況に応じて警察・消防署に出勤を要請し、さらに、市教育委員会に連絡する。

④生徒の避難と安否確認

- ・生徒の避難場所は、原則として運動場とする。
- ・生徒を学年・学級別に整列させ、人数や安否の確認を行う。
- ・避難場所での安否確認には、原則として各学級担任が当たり、他の職員は不審者への対応に当たる。

⑤被害生徒発生等重大事態への対応

- ・被害生徒が発生した場合、当該生徒の救助を最優先する。被害生徒の安否の確認が済み次第、学級担任から生徒の氏名・搬送先医療機関を保護者に連絡する。また、2次被害が起らないように十分に配慮して、不審者の身柄確保に努める。
- ・不審者の身柄確保等、状況が安定した後、臨時全校集会をもち、生徒の状況を把握し、（校長・教頭）から状況等の説明と指導を行う。
- ・状況に応じて、町別・方面別・学年別に集団下校させる。その際、PTAの役員等の協力（付き添い等）を要請する。
- ・緊急事態の平穩化の後、安心メール等により保護者に連絡し、保護者説明会を開催する。（教育委員会に出席を要請する。）
- ・報道機関等への対応は、管理職を窓口とし、原則として校内への立ち入りを禁止する。

8 Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の学校の対応

（1）登校前に発信された場合

- ・安全確認が取れるまで自宅で待機し、身の安全を確保すること。
- ・登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報は、世知原中学校ホームページ、安心メールによって伝達することを周知しておく。

（2）学校にいるときに発信された場合

- ・授業や活動を中断する。
- ・屋外にいる場合は、速やかに校舎内に避難させるとともに、校舎内では、窓からできるだけ離れて床に伏せたり、机の下に入ったりして頭部を守ること。
- ・完全に安全が確認されてから、授業や活動を再開する。

（3）登下校中に発信された場合

- ・地震発生時と同様に、その時入手した情報に基づき生徒が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくこと。地域の放送、警報等が聞こえる場合は、注意深く聞き、適切な対応をとること。
- ・「できる限り速やかに近くの頑丈な建物に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないような場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る」等の指導をしておくこと。

3

事後の危機管理

復旧・復興する

1 安否確認の内容と教職員の対応

(1) 生徒が学校内にいる場合の安否確認

- ・負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは授業等の担当者が把握して報告する。

(2) 生徒が登下校中や自宅にいる場合の安否確認

- ・生徒の自宅やその周辺、学校周辺の店や民家、子ども110番の家、避難所などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べる。
- ・教職員は被害（二次被害等も含め）に巻き込まれないように注意する。

(3) 安否情報の集約

- ・情報を集約する場所は職員室、総括担当者は教頭とし、安否確認を進める。
- ・学校の電話に問い合わせが殺到し、対応できなくなることに備え、職員間の連絡は携帯電話を使用する。

2 引き渡しと待機

校長は、学校に待機させるか、集団下校させるか、保護者に引き渡すかなど、状況を把握し、生徒の安全を第一に考えた判断をする。管理職は、緊急の対応を実施することを全職員に周知し、役割分担に従い、直ちに具体的な対応を行う。必要に応じて、地域関係機関、PTA等に学校が行う緊急対応への支援を求める。

(1) 引き渡しの判断

- ・今後の見通しなどを複数の方法で収集し、右記の基準に留意して判断する。

引き渡しの判断基準

- 通学路に被害が発生していないか。
- 地域の被害が拡大する恐れがないか。
- 下校の時間帯に危険が迫っていないか。
- 引き渡す保護者にも危険が及ばないか。

(2) 引き渡しの手順の明確化

- ・保護者に直接引き渡し、名簿に確実に記載していくこと。
- ・生徒を直ちに引き取ることができない家庭があることも予想される。最後の1人を保護者に引き渡すまで、生徒の管理にあたる。

※保護者が自家用車で引き渡しのため来校する場合

グラウンドを駐車場として開放し、事故防止、安全管理に努める。

(3) 教育活動の継続

- ・生徒等の安全が一旦確保された後は、その後の対応や対策についての方針・具体的業務内容を決め、教育内容の継続について決定していく。

3 心のケア

事故等の恐怖や喪失感などにより心に傷を受け、「急性ストレス障害（ASD）」や「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」を引き起こすことがある。学校を中心として専門家（スクールカウンセラーや精神科医等）との連携による支援を直ちに行う。

4 調査・検証・報告・再発防止等

（1）事故発生直後の取組

応急手当の実施、被害生徒等の保護者への連絡、生徒等への対応等については、個別の危機管理の連絡体制を基本に対応する。

なお、情報の公開については、以下の点を基本とする。

- ・市教育委員会と調整の上、窓口を一本化し、事実を正確に発信する。
- ・被害生徒等の保護者の意向を確認・内容の承諾を得る。

（2）初期対応時（事故発生直後から事故後1週間程度）の取組

①市教育委員会への事故報告

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、市教育委員会に報告する。

（死亡事故については、市教育委員会から県教育委員会を通じて国に報告）

②学校による「基本調査」の実施

- ・事実関係を整理することを目的として「基本調査」を実施する。
- ・教職員・生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内をめどに終了する。
- ・事実と推察は区分し情報源を明記し、時系列に整理する。

③上記「基本調査」の結果を整理し、市教育委員会に報告

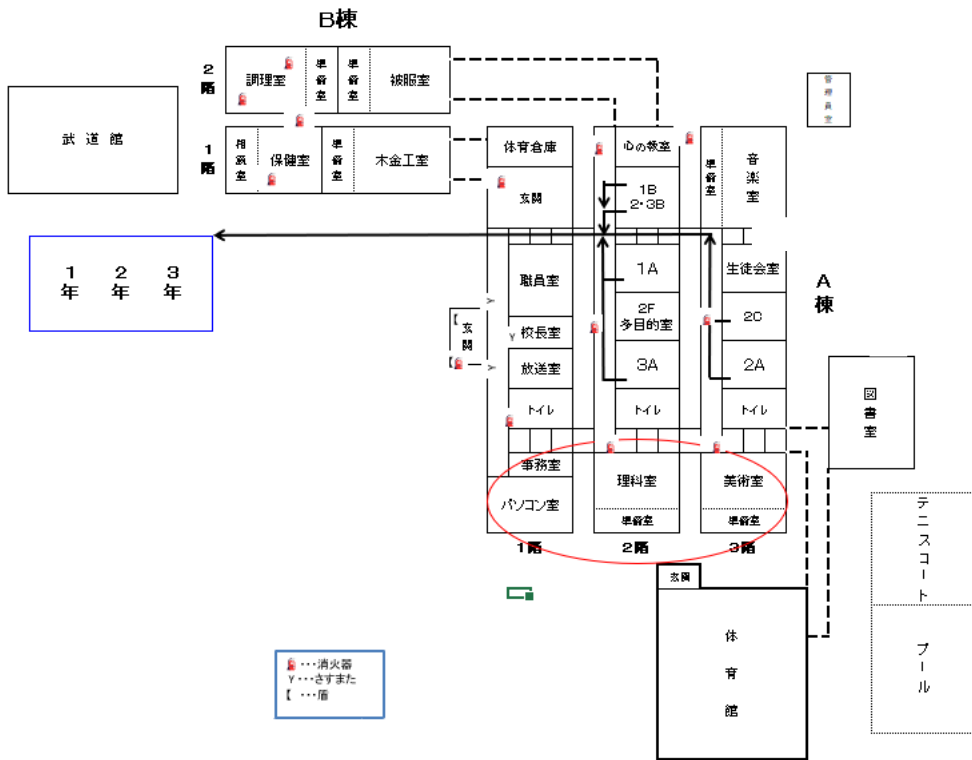
- ・学校及び市教育委員会は、調査着手から1週間以内を目安に、最初の説明を被害生徒等の保護者に実施する。

（3）初期対応終了後の取組

- ・「基本調査」報告後、「詳細調査」が実施される場合は、調査に協力する。
- ・調査結果については、調査委員会又は市教育委員会から被害生徒等の保護者に説明する（調査の経過についても適宜適切に報告する）。
- ・「詳細調査」の結果を基に整理される再発防止策について、確実に実行すると共に適時適切に点検・評価を行い、再発を防止する。

避難経路

避難経路【A】～「体育館側が火元」の場合



避難経路【B】～「B棟が火元」の場合

